

東京医療保健大学 広報委員会規程

(設置)

第1条 入学試験及び学生募集等に係る広報活動等の円滑な実施を図るため、広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議において任命する専任教員。
- (2) 学生募集部長。
- (3) 入試広報部長。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議・立案する。

- (1) 入学試験及び学生募集等に係る広報の企画・実施に関すること。
- (2) オープンキャンパス及び入試説明会等の企画・実施に関すること。
- (3) 大学案内及びパンフレットの企画・作成に関すること。
- (4) 大学における模擬講義及び高校等における出前授業に関すること。
- (5) その他、入試広報に関すること。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、大学経営会議において任命する。

(議事)

第5条 委員長は委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、入試広報部が行う。

附 則 この規程は、平成23年3月9日より施行する。

附 則

- (1) この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- (2) 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。